

番号法成立

国民一人ひとりに番号を付番し、社会保障や納税などの情報を一元的に管理する「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（番号法）が、5月24日に成立しました。

番号制度は各行政機関が持つ個人情報の連携を進めることを目的としていますが、個人番号の利用範囲は当面、国や地方機関などでの社会保障、税、災害対策の分野に限定しています。社会保障の分野では、年金の資格取得確認、生

活保護の実施等低所得者対策の事務に利用できると規定しています。

また、情報連携の方法は、総務大臣が「情報提供ネットワークシステム」を設置・管理しますが、民間事業者はこのシステムを利用できないこととしています。

今後、番号制度に関する広報・広聴を行い、市町村長が、2016年1月から顔写真付きの個人番号カードを交付し、利用を開始します。

